子どもの命と安全を脅かす基準緩和をストップ! 100万人の思いをとどけよう!

国会請願署名の取り組み 2018 〇&人

人手不足の解消策を基準の緩和に求めようとする一部の地方自治体、地方三団体からの提案により、「従うべき基準」として省令で定められた「放課後児童支援員」の資格と配置基準を「地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう」「参酌化」することを「地方分権の場において検討し、平成30年度中に結論を得る」ことが2017年12月に閣議決定されました。2018年11月の地方分権改革有識者会議では、「放課後児童支援員」の資格と配置基準を、これまでの「従うべき基準」という位置づけから「参酌すべき基準」に変更するとの方針が示されました。政府は2019年1月にも児童福祉法の改定法案を提出し、国会の場で審議する見込みです。そこで次の二つの署名に取り組みます。

<u>請願署名①「学童保育の『従うべき基準』を堅持することが実現できる財政措置</u>

今回、「従うべき基準」として定められていた「放課後児童支援員」の資格と配置基準を、「参酌すべき基準」(参考にする)に変更するという方針が地方分権改革有識者会議で示されました。基準の参酌化で「資格者がいない」「一人配置」という事態も考えられ、子どもの命と安全を守ることはできません。自由な空間や時間も保障されません。これでは保護者も安心して子どもを託すことはできません。今回の請願署名①は「従うべき基準」を堅持するための財政措置を国へ求めるものです。

請願署名②「学童保育を拡充し、子育て支援の充実」

学童保育の需要はまだまだ増えていきます。一方で、子どもの放課後や地域生活を保障する制度は貧弱であり、量も質も十分ではありません。今後の学童保育のため、制度拡充を世論に広めるための請願です。



○1 請願って?

日本国憲法 16 条に書かれている国民の権利です。

この権利により、国民が国政に対する要望を直接国会に届けることができます。請願は、請願者一人と紹介議員 一人で行うことができますが、共通の願いを「請願事項」としてまとめ、それに賛同する多くの人が請願者となって 届けることで、大きな力を発揮します。また、署名された皆さんは、すべて「請願者」の一人となります。



Q2 署名って、どう書けばいいの?

署名の書き方

- ① 日本国内に在住であれば、国籍・年齢の制限はありません。外国籍の方や未成年の方も、署名できます。
- ② 本来はご本人自筆の署名が望ましいのですが、(体が不自由な方、まだ字が書けない子ども、遠方の方など) その方の了解を得られれば代筆も可能です。
- ③ できるかぎり黒のボールペンで書いてください(青でも可)。鉛筆など、消せるもので書くことは不可です。
- ④ 住所は、都道府県から書いてください。
- ⑤ 同じ住所・名字が続く場合は、住所は省略してもかまいませんが、必ず「同上」と書いてください(「〃」は不可)。
- ⑥ 書き損じた場合は、2本線で消して、正しいものを書きこんでください(修正液などで消すのは不可)。

(記入例)

氏 名	住
学童 保育	東京都文京区本郷2-26-13
学童 拡充	同 上 仁 同上は OK。
学童 いく	// ← // は不可。

Q3 A

Q3 集まった署名はどうするの?

署名は、各地域の連絡協議会でまとめられ、全国学童保育連絡協議会に届けられたのち、請願に賛同してくださる国会議員の紹介により、国会に提出します。集められた署名を、衆議院と参議院にどのようにふり分けて提出するか、どの国会議員に紹介をお願いするかは、全国学童保育連絡協議会が責任を持って判断します。



04 いつまでに、どれくらい集めるの?

2019年5月末までに100万筆を目標に集めます。

- ◎ 2019年1月から開催される通常国会に提出します。(請願は会期末の1週間前まで受け付け)
- ◎ 第一次集約日を 2019 年 1 月 31 日
- ◎ 最終集約日を 2019 年 5 月 31 日 (国会閉会 1 週間前までが請願受付締め切り)

2018.12.14 R1

問い合わせ先

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

電 話: 03-3813-0477 メール: zghrk@xui.biglobe.ne.jp

取扱団体				